

# 令和7年第1回伊仙町議会臨時会

第 1 日

令和7年2月13日



令和7年第1回伊仙町議会臨時会議事日程  
令和7年2月13日（木曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣言
- 開議の宣言
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 伊仙町職員の給与に関する条例及び伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第4 議案第2号 伊仙町税条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第5 議案第3号 令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第6 議員の派遣について



△開 会（開議） 午前10時06分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから令和7年第1回伊仙町議会臨時会を開会します。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（前 徹志議員）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、清 平二議員、岡林剛也議員、予備署名議員に上木千恵造議員、永田 誠議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（前 徹志議員）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日2月13日の1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日2月13日の1日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりです。

△ 日程第3 議案第1号 伊仙町職員の給与に関する条例及び伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（前 徹志議員）

日程第3 議案第1号、伊仙町職員の給与に関する条例及び伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保 明君）

令和7年第1回伊仙町議会臨時会に提案いたしました議案第1号について、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、伊仙町職員の給与に関する条例及び伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第1号について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

議案第1号、伊仙町職員の給与に関する条例及び伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

本改正は、令和6年人事院勧告に基づき、伊仙町職員及び会計年度任用職員の給与等の条例に関して改正を行うものであります。

令和6年人事院勧告のポイントとして、月例給、ボーナスともに引上げの勧告となっており、月例給に関しては、民間給与等の格差1万1,183円、率にして2.76%を埋めるため、特に採用市場での競争力向上のため、初任給及び若年層に特に重点を置きつつ、俸給月額を引き上げる内容であります。また、期末勤勉手当についても、民間の支給状況に見合うように、年間4.50月から4.60月へ改正するものであります。

会計年度任用職員においても、本人事院勧告に基づき、伊仙町職員の給与に準用しているため、同様の改正とし、施行期日は令和6年4月1日からの適用となります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号、伊仙町職員の給与に関する条例及び伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第1号、伊仙町職員の給与に関する条例及び伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第4 議案第2号 伊仙町税条例の一部を改正する条例

○議長（前 徹志議員）

日程第4 議案第2号、伊仙町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保 明君）

議案第2号は、伊仙町税条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案しております。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第2号について、補足説明があればこれを許します。

○くらし支援課長（上木 博之君）

議案第2号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

今回の改正については、地方税法の一部改正に伴って行うものです。

内容については、字句の変更、森林環境税に係る追加、様式等の追加となっております。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前 徹志議員）

議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号、伊仙町税条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第2号、伊仙町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第5 議案第3号 令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）

○議長（前 徹志議員）

日程第5 議案第3号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。  
提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保 明君）

議案第3号は、令和6年度伊仙町一般会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第3号について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

それでは、議案第3号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額73億8,908万円に、歳入歳出それぞれ1億1,711万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を75億619万4,000円とするものであります。

予算書4ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書より、まず歳入について説明いたします。

10款地方交付税、補正前の額35億2,607万6,000円に、1項1目1節地方交付税において普通交付税7,456万6,000円を増額し、補正後の額を36億64万2,000円とするものであります。

14款国庫支出金、補正前の額11億9,792万5,000円に、2項1目1節総務費国庫補助金において重点支援地方創生臨時交付金9,762万4,000円を増額し、補正後の額を12億9,554万9,000円とするものであります。

18款繰入金、補正前の額2億4,688万7,000円に2項1目1節財政調整基金繰入金5,507万6,000円を減額し、補正後の額を1億9,181万1,000円とするものであります。

歳入合計、補正前の額73億8,908万円に1億1,711万4,000円を増額し、補正後の額を75億619万4,000円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。予算書は5ページでございます。

1款議会費、補正前の額8,552万9,000円に、1項1目8節旅費において費用弁償120万円の増額、13節使用料及び賃借料において車借上げ料30万円の減額等、合計90万円を増額し、補正後の額を8,642万9,000円とするものであります。

2款総務費、補正前の額11億2,721万4,000円に、1目一般管理費において旅費50万円の増額、減債基金積立金1,483万円の増額、18目物価高騰対策事業において商品券発行業務に係る経費3,132万1,000円を増額し、補正後の額を11億7,386万5,000円とするものであります。

3款民生費、補正前の額17億7,028万円に、1項2目社会福祉施設費において医療・介護・障害

福祉サービス事業所等物価高騰対策支援に係る経費546万1,000円の増額、16目低所得世帯支援事業において、非課税世帯給付金事務に係る経費6,084万2,000円を増額し、補正後の額を18億3,658万3,000円とするものであります。

10款教育費、補正前の額9億1,547万6,000円に、6項1目社会教育総務費において光熱水費111万円の増額、4目社会体育費において修繕料215万円を増額し、補正後の額を9億1,873万6,000円とするものであります。

歳出合計、補正前の額73億8,908万円に1億1,711万4,000円を増額し、補正後の額を75億619万4,000円とするものであります。

予算書3ページをお開きください。

地方自治法第213条第1項の規定により、繰り越しして使用できる経費として、第2表繰越明許費についてご説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、事業名、推奨事業枠分課税世帯等生活応援事業3,132万1,000円。

3款民生費1項社会福祉費、事業名、医療・介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業546万1,000円、事業名、低所得世帯支援金給付事業6,084万2,000円。

以上が令和7年度への繰越明許費でございます。

以上、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）について補足説明を終わります。ご審議賜りご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（前 徹志議員）

議案第3号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第3号、令和6年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

## △ 日程第6 議員の派遣について

### ○議長（前 徹志議員）

日程第6 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣について、お手元に配付してあります議員派遣予定表のとおり、議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なしと呼ぶ者あり」]

### ○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については、議員派遣予定表のとおり派遣することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和7年第1回伊仙町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前10時24分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 前 徹 志

伊仙町議会議員 清 平 二

伊仙町議会議員 岡 林 剛 也